八雲町介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、町内の介護保険指定事業者(以下「事業者」という。)が行う介護保険適用サービス(以下「サービス」という。)の提供により事故等が発生した場合において、本町及びその他関係自治体に対する必要な報告の基準及び手続きを定めることにより、事業者が行うサービスの適正な執行及び質の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において「報告」とは、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準(平成11年厚生省令第38号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関す る基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関す る基準 (平成 11 年厚生省令第 40 号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基 準(平成 11 年厚生省令第 41 号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並 びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第35号)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平 成 18 年厚生労働省令第 36 号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支 援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)、 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成 18 年厚 生労働省告示第 268 号)、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (平成 17 年健発第 0222002 号)及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平 成 17 年法律第 124 号) に基づくもののほか、本町が必要と認めるものをいう。

3 報告者

事故等が発生した場合の報告者は、次表に掲げる事業者とする。

指定居宅サービス事業者	指定訪問介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定
	居宅療養管理指導、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、
	指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定特定施設入居
	者生活介護、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売
指定介護予防サービス事業者	指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問
	リハビリテーション、指定介護予防居宅療養管理指導、指定介護予
	防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防
	短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定介護予防
	特定施設入居者生活介護、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定介

	護予防福祉用具販売
指定地域密着型サービス事業者	指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護
指定地域密着型介護予防サービ	指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型
ス事業者	共同生活介護
指定居宅介護支援事業者	指定居宅介護支援
指定介護予防支援事業者	指定介護予防支援
介護保険施設事業者	指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設

4 報告の範囲

事業者は、次の(1)から(6)の場合、保健福祉課へ報告を行うとともに、北海道が指導監督権限のある事業者は、必要に応じ社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要綱に基づき、総合振興局にも報告を行うこととする。

また、被保険者が八雲町以外の市町村に属している場合は、当該市町村にも報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による、利用者のけが又は死亡事故の発生

ア 「サービスの提供による」とは、送迎、通院等の間の事故も含む。

また、在宅介護の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業者内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。

- イ けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外で も家族等に連絡を要すると判断されるものについては、報告すること。
- ウ 事業者側の過失の有無は問わない (利用者の自己過失によるけがであっても、イに該当する場合は報告すること)。
- エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき (トラブルになる可能性があるとき) は、報告すること。
- オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、 報告すること。

(2) 感染症、食中毒及び結核の発生又はそれが疑われる事例

感染症、食中毒及び結核について、サービス提供中又はサービス提供に関連して発生したと認められる場合は、発生時点と終息時点に報告すること。

なお、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うほか、保健所等と連携・協力して対応すること。

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの(利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など)については、報告する。

(4) 高齢者に対する虐待又はそれが疑われる事例

職員(従業者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、報告する。

(5) 利用者が行方不明になった場合

利用者が行方不明となった事例において、下記のいずれかに該当する場合は、報告する。

- ア 行方不明となったその当日中に発見できなかった場合
- イ 警察に捜索願を届け出た場合
- (6) その他、報告が必要と認められる事故の発生

上記のほか、サービスの提供において利用者の処遇に著しく影響を与えた場合は、報告する。

5 報告の書式

報告の様式は、原則、介護保険事業者事故等報告書(別記様式)とし、北海道が指導監督権限のある事業者については、総合振興局へ行う報告様式も可とする。

6 報告の手順

- (1) 事故後、事業者は、速やかに保健福祉課へ電話又はFAXで報告する(第一報)。
 - ア 電話の場合は、連絡者の氏名を名乗るとともに、保健福祉課の受付者の氏名を確認する。 FAXの場合でも保健福祉課へ到着したかどうかを確認する。

なお、FAXでの報告の場合には、個人情報に該当する部分(別記様式の場合の「対象となった被保険者番号・氏名・要介護度」の欄など)を伏せて送信し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど、個人情報の保護に留意する。

イ「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。

例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合には、翌朝早くに報告を行ったり、金曜日夕刻に事故が発生した場合には、土日の間にFAXを入れておき、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすることが必要である。

- ウ FAX等に使う書式については、5の報告の書式を用いてもよい。
- (2) 事故処理の経過についても、電話又はFAXで適宜報告する。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式(5の報告の書式)を用いて、文書で報告する。
- (4) 各事業者は、保険者、利用者(家族を含む。以下同じ。)及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

7 報告に対する八雲町の対応

報告を受けた場合は、事故の状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応を行う。

また、報告を受けた内容により、報告者に指定基準違反の恐れがある場合又は事故等防止の観点から特に必要と判断する場合は、北海道及び関係自治体に連絡するとともに、以後の対応について必要な連携を行う。

8 事故対策

事業者は、運営基準に基づき、発生した事故に適切に対処するため、次に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 事故発生時に適切に対応を行うための事故対応マニュアルの整備及び職員(従業員)への周知
- (2) 発生した事故に対する原因の解明及び再発防止対策
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、事故の発生を防止するための措置

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。